様式(細則 6-2)

令和 8 年 9 月 29 日

浜田市議会議長　様

議員名　今田　実延

研　修　受　講　報　告　書

下記のとおり研修を受講したので報告します。

記

1．研修名

「文化財指定に係る勉強会」

2．受講の目的

令和 8 年度総会において承認いただいた活動計画に基づく勉強会。

3．期間（移動日を含む）

令和 8 年 8 月 26 日（水）

4．経費　　1,320 円

（経費内訳　旅費 1,320 円）

5．研修のポイント・議員活動や市政への反映など

石見神楽衣裳、神楽面、吹き出し花火等の神楽を支える貴重なものづくりに対して、早急な「浜田市文化財指定」の実現(ものづくり認証制度を含む)に向けての活動に活かすため。

6．研修内容
（詳細は別紙のとおり）



【研修内容】

①講師:石見神楽亀山社中　　小川　徹　氏
　石見神楽及び石見神楽を支える地域の伝統的な工芸技術に関する内容、浜田市の文化財行政に求めること　等

②講師: 國學院大學大学院 博士後期課程　安西生世 氏
　文化財保護法及び文化財保護条例に関する内容、「保存と活用」に関する内容 等

第１部

1. 神楽および石見神楽の基本構造

神楽の定義: 日本を代表する神事芸能であり、宮中で行われる「御神楽」と、民俗芸能として全国に伝わる「里神楽」に分かれます。

石見神楽の分類: 島根県西部（旧石見国）に伝わる「採物神楽」の一種です。

直面で舞う儀式的な〈儀式舞（神事舞)〉と、神話や古典を題材とした演劇的な〈能舞（神楽能)〉で構成され、現在は約 130 の団体が継承活動を行っています。

2. 氏子（民衆）による石見神楽の誕生

神職から氏子へ: 江戸時代中期までは神職が執り行っていましたが、明治初期に明治政府から「神職演舞禁止」などの布達が出されました。

伝統の継承: 布達を受けた神職が各神社の氏子（民衆）へ神楽を教えたことで、民衆主体の石見神楽へ移行し継承されました。

3. 浜田で生まれた石見神楽文化と技術革新

浜田市では、現代の石見神楽を支える数々の革新的な道具や文化が生み出されました。

改正神楽（八調子神楽）: 明治 17 年頃、浜田の国学者や神職によって舞・詞章・奏楽が刷新・整理され生まれました。

石見神楽面（長浜面）: 石州和紙と柿渋を原料とし、軽量・強靭でありながら木彫面を凌駕する精緻な表現を可能にしました。

石見神楽蛇胴: 明治中期、提灯の構造から着想を得て考案され、演目「大蛇」などのダイナミックな二人舞を確立させました。

石見神楽衣裳・花火・笛: 金銀糸を用いた豪華な刺繍衣裳、演目の効果を高める特殊花火、息の抑揚やリズムを表現しやすい「窓（ラビューム)」付きの石見神楽笛などが浜田で開発されました。

『校定石見神楽台本』: 1954 年に篠原実編で発行され、乱れていた詞章を

再整理した石見神楽のバイブルとして定着しました。

4. 現代における役割

名称の由来: 「石見神楽」という名称は、昭和13年（1938年）のラジオ放送に関する新聞報道が初出とされています。

地域の誇りと観光資源: 浜田で生まれた道具や台本などの「石見神楽文化」は、現代のすべての石見神楽団体に取り入れられています。

大阪・関西万博での特別公演を行うなど、現在も地域の重要な文化・観光資源として発展を続けています。

第2部

1. 文化財の定義と分類

6つの分類: 文化財保護法に基づき、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群の6種類に定義されています。

保護形態の違い: 無形文化財が「技」の高度な体現者（保持者・保持団体）の認定を必須とするのに対し、民俗文化財は人々の生活の中で継承され変化することを前提とした保護措置が採られます。

2. 文化財保護法の仕組みと法改正

指定と登録の違い: 「指定」が強固な規制と手厚い保護を行うのに対し、「登録」は保存と活用のための幅広く緩やかな措置を提供します。

近年の法改正: 令和3年に無形文化財・無形民俗文化財の登録制度が新設され、令和7年には生活文化に関する指定制度が整備されるなど、社会の変化に応じた法改正が進められています。

3. 島根県および浜田市における文化財行政

地方条例の構造: 島根県や浜田市の文化財保護条例は、国の文化財保護法に基づく定義を適用・運用しています。

地域の現状: 島根県および浜田市における指定・登録文化財の件数や、地方公共団体における登録制度の運用・手続き（条例での制定要件など）について整理されています。

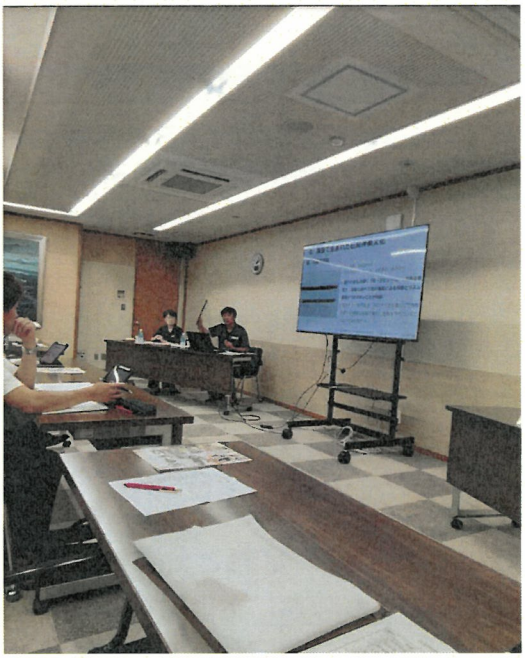
4. 文化資源の保存と活用

直面する課題: 過疎化・少子高齢化に伴う担い手不足、維持管理費の確保、自然災害、地域住民への魅力や価値の共有不足といった継承の危機が指摘されています。

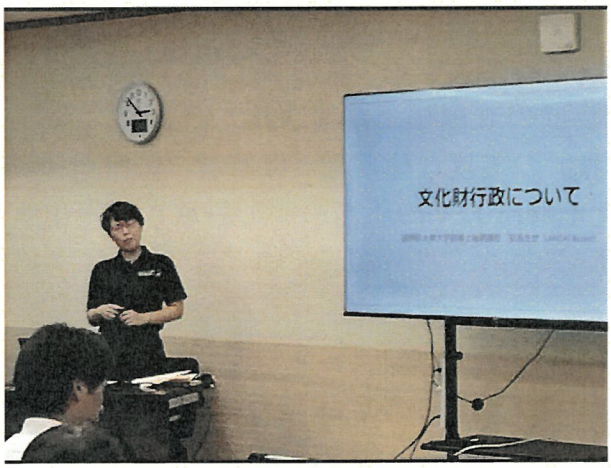
文化観光と地域活性化: 周縁領域も含めた「文化資源」として捉え直し、適切な保存・修復を前提としながら「文化観光」などを通じた振興・地域活性化の好循環を生み出す重要性を主張しています。



研修全景１



第１部　小川氏



第２部　安西氏



研修全景２

【所感】

石見神楽振興議員連盟として、第一部は石見神楽亀山社中の小川氏による「石見神楽及び石見神楽を支える地域の伝統的な工芸技術に関する内容」について知識を深めさせていただいた。神楽の歴史や石見神楽の成り立ち、大元神楽について、現代における石見神楽、六調子と八調子の由来、衣裳や道具などの歴史を学ばせていただいた。

私も小学生から中学生にかけて木田神楽社中で舞っていた経験はあったが、今回の勉強会を通してまだまだ神楽について知らないことばかりであった。

石見神楽の歴史を学ぶことで、技術の偉大さを感じ、技術の保存及び継承の大切さを感じることができた。石見神楽の歴史や石見神楽の文化、技術などを細かく知る人は少なく、もっと市民の皆さんに知ってもらうことが重要だと感じた。

第二部では、「文化財保護法及び文化財保護条例に関する内容」について知識を深めた。文化財保護法から文化財の種類、重要文化財、登録文化財、県や市の文化財について学ばせていただいた。

講師の安西氏の冒頭での「首長は神楽の好き嫌いで指定の可否を決めるべきではない」との言葉が印象的であった。指定文化財とは存亡、滅失、流出の恐れが

ある文化財等がさまざまな法令等による保護、保存措置が必要とされるものである。第一部で学ばせていただいた歴史や技術、貴重な道具等は保存、継承されていくべき文化財だと感じた。

今後、神楽伝承館の在り方について執行部の方針も検討されていく。これから議論される機会にしっかりと審査ができるよう、今回の勉強会の内容を活かし、これからも知識を深めていきたい。